

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】平成20年10月9日(2008.10.9)

【公表番号】特表2004-506658(P2004-506658A)  
 【公表日】平成16年3月4日(2004.3.4)  
 【年通号数】公開・登録公報2004-009  
 【出願番号】特願2002-519615(P2002-519615)  
 【国際特許分類】

A 6 1 K 39/235 (2006.01)  
 A 6 1 K 48/00 (2006.01)  
 A 6 1 P 9/00 (2006.01)  
 A 6 1 P 9/10 (2006.01)  
 A 6 1 P 21/00 (2006.01)  
 A 6 1 P 43/00 (2006.01)  
 C 1 2 N 15/09 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 39/235 Z N A  
 A 6 1 K 48/00  
 A 6 1 P 9/00  
 A 6 1 P 9/10  
 A 6 1 P 21/00  
 A 6 1 P 43/00 1 0 5  
 C 1 2 N 15/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成20年8月18日(2008.8.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 虚血症状の治療のための医薬の製造における、血管形成因子をコードする遺伝子を含む、野生型AAVビリオン及びヘルパーウイルスを含まない組み換えアデノ随伴ウイルス(rAAV)ビリオンの使用であって、ここで該rAAVビリオンが直接注射を介して筋肉内に導入される、使用。

【請求項2】 前記血管形成因子が、線維芽細胞増殖因子(FGF)、アンジオポイエチン-1、及び血管内皮細胞増殖因子(VEGF)から成る群から選ばれる、請求項1に記載の使用。

【請求項3】 前記血管形成因子が、血管内皮細胞増殖因子(VEGF)である、請求項2に記載の使用。

【請求項4】 前記VEGFが、VEGF165である、請求項3に記載の使用。

【請求項5】 約 $10^{10}$ ～約 $10^{15}$ のrAAVビリオンが送達される、請求項1～4のいずれか1項に記載の使用。

【請求項6】 少なくとも2種類の血管形成因子遺伝子が送達される、請求項1～5のいずれか1項に記載の使用。

【請求項7】 VEGFをコードする遺伝子、及びアンジオポイエチン-1をコードする遺伝子が、前記rAAVビリオンにより送達される、請求項6に記載の使用。

【請求項8】 FGFをコードする遺伝子、及びVEGFをコードする遺伝子が、前記rAAV

ビリオンにより送達される、請求項6に記載の使用。

【請求項9】 前記筋肉が、心筋である、請求項1～8のいずれか1項に記載の使用。

【請求項10】 前記筋肉が、骨格筋である、請求項1～8のいずれか1項に記載の使用。

【請求項11】 前記筋肉が、平滑筋である、請求項1～8のいずれか1項に記載の使用。

【請求項12】 前記治療が、新生血管の形成を伴う、請求項1～11のいずれか1項に記載の使用。

【請求項13】 前記治療が、前記筋への血流の増加を伴う、請求項1～11のいずれか1項に記載の使用。